

飼養管理基準の規定の考え方（案）

参考資料1

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則 （平成18年環境省令第1号）

第一種動物取扱業者の遵守基準
【その他環境大臣が定める細目】

第二種動物取扱業者の遵守基準
【その他環境大臣が定める細目】

第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目
（平成18年1月環境省告示第20号）

第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目
（平成25年4月環境省告示第47号）

【新規】第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（仮称）

- 法第21条第2項各号の項目について第一種及び第二種それぞれについて規定する。
- 犬及び猫を取り扱う業者については、できる限り具体的に規定する。

（法第21条第2項各号の項目）

- 一 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項
- 二 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項
- 三 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項
- 四 動物の疾病等に係る措置に関する事項
- 五 動物の展示又は輸送の方法に関する事項
- 六 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項
- 七 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

考え方

- 遵守基準に係る規定について、現行の施行規則と独立した**新規省令で規定**する。**細目は廃止**する。
- 飼養施設に係る基準、従業員の員数等は、施行規則第3条の第一種動物取扱業の登録基準にも規定する。